

## 1. ハラスメント相談状況<sup>1)</sup>

年度	相談者数 <sup>2)</sup>	(教職員)	(学生・院生)	(不明)	アカハラ・パワハラ・いじめ等	セクハラ・ストーカー・DV等	不明
2007	5名	(1名)	(3名)	(1名)	2	2	1
2008	9名	(3名)	(6名)		6	0	3
2009	9名	(2名)	(7名)		7	2	
2010	9名	(1名)	(8名)		7	2	
2011	15名	(3名)	(12名)		14	1	
2012	14名	(3名)	(10名)	(1名)	9	4	1
2013 <sup>3)</sup>	5名	(1名)	(4名)		4	3	
2014	13名	(2名)	(11名)		10	3	
2015	12名	(6名)	(6名)		6	6	
2016	10名	(2名)	(8名)		9	1	

注1 ハラスメント相談員に寄せられた相談のみを挙げています。担任、ゼミの担当教員等への相談数は含まれていません。

注2 相談者のプライバシーおよび相談の秘密を守るため、教員と職員の別、学生と院生の別や悩みの詳しい内容は公表しません。

典型的な被害・加害行為の例は本学リーフレット『STOP HARASSMENT!』や本学『ハラスメントの防止等に関する指針』をごらんください。

注3 アカハラ・パワハラとセクハラが重複している相談があったため、人数より種別の合計のほうが多い。

## 2. 申し出があった事案<sup>4) 5)</sup>の処理状況

・2008年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第17条に基づく「注意または警告」1件。

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第18条に基づく「調停」1件。

・2009年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第26条～第37条に関わる「苦情の申し出」と「調査」に基づく委員会から大学に対する「措置等の申し出」1件。

・2011年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第17条に基づく「注意または警告」1件。

・2015年度

「公立大学法人福井県立大学ハラスメント防止等に関する規程」第17条に基づく「注意または警告」1件。

注4 上記の措置を求める相談者は、相談員とよく相談したうえで「ハラスメント等人権問題に関する委員会」に正式に申し出る必要があります。

注5 申し出があった事案の内容については原則公表しません。ただし「ハラスメントの防止等に関する指針」により、「理事長または学長は、ハラスメント等の内容が重大である場合には、それに対する措置が全て終了したときに、被害者の同意を条件として、関係者のプライバシーに充分配慮して、ハラスメント等の事実とそれに対する措置などを学内に公表するものとします」。

## 3. 申出に至らなかった事案の処理事例<sup>6)</sup>

注6 特定されないように一部加工してあります。典型的な例として参考にしてください。

- ・個人的にしつこく食事に誘われるので嫌で辛かったが、相談員に話を聞いてもらって気持ちがラクになり、応じないで済んだ。そのうち学期も終わって気にならなくなった。
- ・二人だけのときに執拗に性的な話題をもちだしてくる人がいる。からっとした冗談として受け流せる雰囲気ではなく辛い思いをしていたが、相談員に相談しているうちに、二人きりにならないよう環境を変える方法を思いついた。
- ・大勢の前で過剰に叱責され、プライドをひどく傷つけられた。相談員の提案で、双方に意見をいえる第三者的な立場の人間に仲裁に入ってもらうことにして和解できた。
- ・教員の言動に恐怖を感じ、頭が真っ白になってよけい叱責されるという悪循環状態が続いていたが、相談員との面接を繰り返すうちに次第に気分が落ちつき、相手方教員と明るい雰囲気できりとりできるようになった。
- ・上司の言動に不快感・違和感をもっていましたが、相談員に傾聴してもらうことで頭と心の整理ができ、気分的に落ちついた。
- ・本人と指導教員とのやりとりだけではうまく意思疎通ができにくかったが、相談員が間に入ることによって改善され

るようになった。

- ・相談員と話しているうちに、教員に伝えたい自分の意思や考えがまとまってきたため、それを伝えてみることにした。
- ・相談員のところに来る前に、周囲の人に話した内容が、噂として広まらないように相談員に手を打ってもらった。
- ・相談員の助言を得て、本人が担当教員の変更を申し込むことにした。
- ・共同作業のパートナーである上級生との関係が苦痛であったが、相談員と教員が話し合い、その上級生と顔を合わせないですむ研究テーマが新しく与えられた。
- ・学生の被害を心配する保護者にハラスメント等人権問題委員会委員長が面談して、今後の対策について説明し、理解と協力を得ることができるようになった。
- ・経過をまとめた文書を相談員からハラスメント等人権問題委員会の委員長に提出してもらい、今後の対策の参考にしてほしいと伝えた。
- ・相談員からハラスメント等人権問題委員会の委員長に悩みの原因を伝えてもらい、それを広報等に活かしてもらうことにした。
- ・学外からのストーカー被害について警察や弁護士に相談に行く時に、本学の相談員等に付き添ってもらった。
- ・自己の言動がハラスメントにあたるのではないかという指摘を受け、相談員にコミュニケーションの改善方法について相談している。
- ・相談員と相談することによって、デートDVのリスクを免れることができた。
- ・最初はハラスメント相談以外のことを相談していたが、話している中でそうした問題の可能性にも気づき、未然に解決できる方向に向かった。

#### 4. 最近の動向

- ・2011年度以降、相談者数は2桁代が続いていたが、2013年度は1桁にもどった。ただし、2013年度においても延べ人数換算では34名にのぼる。また2014年度以降は再び2桁台になった。2016年度は相談者数は増えていないが、1人当たりの相談回数・時間数はかなり増加している。延べ人数に換算すると86名である。
- ・ストーカー行為について相談が微増だが増える傾向にある。
- ・盗撮・写真の無断掲載を含むメール・SNS上でのハラスメントについての相談が、微増だが増える傾向にある。
- ・学外活動やアルバイト先におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談があった。
- ・被害者を心配する第三者からの相談、加害行為を心配する第三者からの相談が来るようになった。
- ・アルコール・ハラスメントの防止や対処法について教員からの相談がくるようになった。
- ・学生・院生からのアカハラ相談が増える傾向にあるが、教員・職員からの職場環境についての相談もコンスタントに来ている。
- ・学生・院生からのアカハラ相談は、教員との関係だけでなく指導的な立場にある上級生やTA・RA・研究員等との関係における問題も含んでいる。
- ・指導内容は間違っていないくとも、言葉の使い方に適正を欠く、学生の話すことに十分耳を傾けないなどのために学生・教員間のコミュニケーションに齟齬が生じているのではないかという指摘が相談員からあった。
- ・カップルでの相談もあるようになった。